

○葛城市ホームページにおける広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、葛城市広告掲載要綱(平成21年葛城市告示第47号)第4条の規定に基づき、葛城市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(市ホームページに画像を貼付し、当該画像から広告元のWebサイトにリンクする形式のものをいう。以下「広告」という。)とする。

(広告画像の規格)

第3条 広告画像の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告画像のサイズは、横150ピクセル、縦60ピクセルとする。
- (2) 広告画像の形式は、GIF(アニメーションGIF及び透過GIFを除く。)、JPEG又はPNGとする。
- (3) 広告画像のデータ容量は、5キロバイト以内とする。
- (4) 画像のALT属性テキストは、「※広告※」で始め、全・半角を問わず30文字以内とする。

(広告画像の表現)

第4条 広告画像は、次の各号に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
 - (2) アラートマークを模した表現
 - (3) ラジオボタンを模した表現
 - (4) テキストボックスを模した表現
 - (5) プルダウンメニューを模した表現
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意志に反した操作を行わせ、又はそのおそれのある表現
- 2 広告は、文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取りする等して、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- 3 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう

にしなければならない。

- 4 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現又は閲覧者が市の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、広告の位置、枠数等その他必要な事項は、市ホームページの目的を妨げない限度において、募集の都度、広報主管課長が定めるものとする。

(掲載料)

第6条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠あたり月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1回の申込みにつき、1月を単位とし、広告を掲載する当該年度の5月から翌年度の4月まで連続して掲載することができる。

- 2 広告の掲載を開始する日は、月の初日(その日が葛城市の休日定める条例(平成16年葛城市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)にあたるときは、その日以後において、その日に最も近い市の休日でない日)とする。

- 3 広告の掲載を終了する日は、月の末日(その日が市の休日にあたるときは、その日以前において、その日に最も近い市の休日でない日)とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、広告の掲載の開始を希望する月の前月の10日(その日が市の休日にあたるときは、その日以前において、その日に最も近い市の休日でない日)までに、葛城市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案に関する資料等を添え、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて申込みを行った広告掲載希望者に対し、広告掲載に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により申込書の提出があったときは、広告内容を審査し、掲載の承認又は不承認について、葛城市ホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、承認をするにあたっては、掲載内容等に必要な条件を付けることができる。

- 3 広告の掲載は、申込みの順により決定する。

(掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載料を市長の指定する期日までに、原則として申込期間分を一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の制作、経費負担及び提出)

第11条 広告の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、第3条及び第4条の規定に従って制作し、市長に提出するものとする。

2 広告の原稿データは、電子メールにより提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、第9条の規定による掲載の承認後、事情変更等により、広告の内容、デザイン等(以下「広告の内容等」という。)が第3条及び第4条の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載料が、市長の定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲載に必要となる広告原稿が、市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(掲載料の返還)

第15条 既に納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料のうち未掲載期間に相当する額を返還することができる。

(広告主の届出義務)

第16条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、葛城市ホームページ広告掲載内容変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、葛城市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 広告主は、リンク先ホームページに障害等が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(広告主の責任等)

第17条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項及び損害の弁済)

第18条 広告主は、次に掲げる事由によって広告の掲載が一定期間停止した場合であっても、その停止した期間に係る掲載料の返還及び損害を請求しないものとする。

(1) 広告掲載に関連する機器の点検、修理又は補修等に伴う停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の自然災害又は第三者による通信回線等の事故及び障害

(3) 広告原稿が広告の掲載を開始する日までに提出されなかった場合

2 市の過失により広告の掲載に関して発生した広告主への損害に対する弁済の額は、納入した掲載料を上限とする。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

葛城市ホームページ広告掲載申込書

葛城市長 様

葛城市のホームページへの広告掲載を次のとおり申し込みます。

申込者	所在地		
	フリガナ		
	名称		印
	フリガナ		
	代表者氏名		印
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	
FAX番号			
e-mail			
業種			
掲載希望期間		年 月 から 年 月 まで	
広告の内容		別紙添付	
その他		① 申込みにあたっては、葛城市広告掲載要綱、葛城市ホームページにおける広告掲載要綱の内容を遵守し、実施にあたっては葛城市の指示に従います。 ② 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことは確認済みです。	
※注意事項		業種・広告内容により、資格免許証又は諸証明書などの広告掲載申込者の健全性を確認できる書類の写しの添付を求めています。	

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

葛城市ホームページ広告掲載可否決定通知書

様

葛城市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載の可否	可 ・ 否
掲載内容	
掲載期間	年 月 ～ 年 月
掲載料	掲載料 円 (@5,000円 × カ月分)
掲載条件	
原稿提出期日	年 月 日
掲載料納付期日	年 月 日
備考	

様式第3号(第16条関係)

年 月 日

葛城市ホームページ広告掲載内容変更届

葛城市長 様

届出者 印

広告掲載内容について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

変更内容	
備考	